

野々市市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和2年2月25日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 大東和美

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

会計課

議会事務局

2 定期監査実施期間

令和元年9月1日から令和2年2月25日まで

3 定期監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年11月30日までの執行分

4 監査の方法

あらかじめ執行状況資料等の提出を求め、事務局職員により、その内容の通査等を行った。

また、審査日には関係職員の同席のもとに、所属長から定期監査資料に基づく所管事業の進捗状況等を聴取し、質疑を交わした。

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の結果

予算の執行状況、財産管理状況、事務事業の管理状況の項目については、定期監査の範囲において、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

なお、事務処理上の意見については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

7 監査の結果に添える意見

会計課

特段の指摘事項及び意見はない。

議会事務局

特段の指摘事項及び意見はない。